

議案第 160 号

伊賀市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定について

伊賀市長及び副市長の給与の特例に関する条例を次のとおり制定しようとする。

平成 24 年 12 月 25 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市長及び副市長の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 平成 25 年 1 月 1 日に在職する市長及び副市長の同日以後の在職期間（以下「特定期間」という。）中における給与の特例を定めることを目的とする。

(市長及び副市長の給料の特例)

第 2 条 市長の給料月額、伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 56 号。以下「市長等給与条例」という。）第 3 条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額の 100 分の 20 に相当する額を減じて得た額とする。

2 副市長の給料月額は、市長等給与条例第 3 条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額の 100 分の 20 に相当する額を減じて得た額とする。

(市長及び副市長の期末手当の特例)

第 3 条 市長の特定期間中における期末手当の額は、市長等給与条例第 4 条の規定にかかわらず、前条第 1 項の規定により受けるべき給料月額を基礎として算定した額とする。

2 副市長の特定期間中における期末手当の額は、市長等給与条例第 4 条の規定にかかわらず、前条第 2 項の規定により受けるべき給料月額を基礎として算定した額とする。

(市長の退職手当の特例)

第 4 条 市長の特定期間中における退職手当の額は、市長等給与条例第 5 条の規定にかかわらず、第 2 条第 1 項の規定により受けるべき給料月額を基礎として算定した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。